

令和8年度戦略的人材マネジメント推進業務委託プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

- (1) 業務名
令和8年度戦略的人材マネジメント推進業務
- (2) 業務内容
別紙「令和8年度戦略的人材マネジメント推進業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 委託先選定数
1者

2 見積限度額

9,250千円（消費税及び地方消費税を含む。）
※本業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

3 スケジュール

募集公示	2月18日（水）
質問受付期限	2月26日（木）午後5時
質問に対する回答	3月5日（木）
参加申込書提出期限	3月10日（火）午後5時
提案資格の審査・確認結果等通知	3月12日（木）
企画提案書提出期限	3月19日（木）午後5時
プレゼンテーション・審査会	3月31日（火）午前（予定）
審査結果通知・公表	4月2日（木）（予定）

4 資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

① 質問方法

別紙様式1「令和8年度戦略的人材マネジメント推進業務委託に関する質問書」を電子メールにより送付すること。

※送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

② 受付期限

2月26日(木)午後5時(必着)

③ 提出先

下記「14 担当課(問合せ先)」に同じ

(2) 質問に対する回答

① 回答方法

新潟県ホームページにおいて質問と回答のみを掲載する。

※質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加又は修正として扱う。

② 回答日

3月5日(木)

6 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

① 提出書類

ア 別紙様式2「令和8年度戦略的人材マネジメント推進業務プロポーザル参加申込書」

イ 県税納税証明書(新潟県に納税義務を有する者。参加申込書提出日から遡って過去3か月以内に発行されたものであって、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。)

ウ 法人等の概要を説明したパンフレット等

※上記ア～ウはPDFファイル形式で提出すること。

② 提出期限

3月10日(火)午後5時(必着)

③ 提出先

下記「14 担当課(問合せ先)」に同じ

④ 提出方法

電子メール

※送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、3月12日(木)までに提案資格の確認結果を通知する。

(3) 参加申込辞退書の提出

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、3月19日(木)午後5時までに別紙様式3「令和8年度戦略的人材マネジメント推進業務プロポーザル参加申込辞退書」を下記「14 担当課(問合せ先)」に提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書(任意様式、表紙に社名明記、A4横印刷・左上綴じ、片面20ページ

以内、文字サイズ 10 ポイント以上（注釈は 10 ポイント未満でも可）

以下の項目について、仕様書をふまえて作成すること。

ア 企画概要

成果目標を念頭に、企画提案する内容全体の考え方、コンセプト等について記載すること。

イ 実施体制

事業実施体制について記載すること。なお、従事予定者について、参考となる経歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

ウ 支援機関を対象としたセミナー等の開催

- ・ セミナー等のテーマ、実施場所（オンラインの場合には使用するツール 等）、1 回当たりの時間、開催時期等の計画、カリキュラム、講師案等を提案すること。
- ・ 参加者数の目標を達成するための、周知の工夫等を記載すること。

エ 伴走支援プログラムの内容

- ・ 派遣するコンサルタントの経歴、資格、実績について記載すること。
- ・ メンタリング及び実践研修について、支援機関に対してどのような支援を行っていくのか、支援方法や内容、実施スケジュール等について具体的に記載すること。なお、想定される具体的な支援機関がある場合には、その機関の課題やニーズ、それらを踏まえた支援の方法や内容、実現が見込まれる効果などを具体的に記載すること。
- ・ 自主企画について、どのような企画を実施するのか、実施スケジュールも含めて提案すること。

オ 支援機関の経営層を対象としたセミナーの開催

- ・ セミナーのテーマ、実施場所（オンラインの場合には使用するツール 等）、開催時間、開催時期等の計画、カリキュラム、講師案等を提案すること。
- ・ 参加者数の目標を達成するための周知の工夫等を記載すること。

カ スケジュール

全体スケジュール及び進行管理について記載すること。

キ 実績

過去に同様の業務の実績がある場合は、当該内容及び実績について記載すること。
なお、業務受託による場合は、別紙様式 4 「業務実績一覧表」に記載すること。

② 見積書（任意様式、総額及び内訳について作成、代表者名明記）

(2) 提出部数

各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

(3) 提出期限

3 月 19 日（木）午後 5 時（必着）

(4) 提出先

下記「14 担当課（問合せ先）」に同じ

(5) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

(6) その他

- ① 提案者は 1 つの提案しか行うことができない。
- ② 提出期限以後の書類の差替えや再提出は認めない。

8 プレゼンテーション・審査会の実施

本プロポーザルの審査は、令和 8 年度戦略的人材マネジメント推進業務プロポーザル

競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(1) 実施日

3月31日（火）午前（予定）

(2) 実施方法

オンライン会議システム（Zoom）を利用して行う。

提案者が審査委員に対し、自己の企画内容について説明した後、審査委員から質疑を行う。時間配分は、企画内容の説明を15分、審査委員による質疑を10分とする。

ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で実施する。

なお、一次審査の有無及びプレゼンテーションの時間等の詳細は、参加申込書を提出した者に対し個別に連絡する。

9 審査要領

次の審査基準に基づき、提出された提案書およびプレゼンテーションの内容により審査し、最も優れた提案を行った者（以下、「最優秀提案者」という。）と次点の者を決定する。

審査項目		審査内容(要求内容)	配点	
事業実施能力	組織・運営体制	業務や報告、協議等を円滑に行うことができる人員配置・組織体制となっているか。	10	
		過去に企業の人材確保支援や支援機関を対象とした業務・事業に取り組んだ実績や、国又は地方自治体からの受託経験があるなど、本事業を実施する上で豊富な経験やノウハウを有しているか。	10	
		金融機関、商工団体、県内企業等と幅広いネットワークを有しているか。	5	
提案内容	全体	県内企業の現状と課題や、支援機関による支援の現状と課題についての確かな分析がなされ、実現可能な提案となっているか。	5	
		本事業の目的を理解し、成果目標（64社・9名）の達成に向けて適切かつ具体的な方法が提案されているか。また、適切な実施スケジュールが設定されているか。	15	
	セミナー・ワークショップ等開催	参加者数の目標（1回あたり30機関以上）達成が見込まれるとともに、企業への人材確保支援等における支援機関の役割の重要性が理解され、支援機関の支援に関する基礎スキル向上が見込まれる提案となっているか。	15	
	伴走支援プログラム	メンタリング・実践研修	円滑なプロジェクト遂行に向けた調整が図られるとともに、企業の人材確保支援等をプログラム参加支援機関の組織全体で実行するための体制構築や、支援スキルの習得及び定着を促進する内容となっているか。	10
		自主企画	人材確保支援等に取り組む意欲のある支援機関の課題に応じた支援を実施し、他の支援機関の取組の参考となる事例の創出が見込まれる提案となっているか。	10
経営層向けセミナー開催	参加者数の目標（1回あたり30機関以上）達成が見込まれるとともに、支援機関による企業への組織的な人材確保支援等の重要性が理解される提案となっているか。	15		
費用対効果		提案内容と見積額を比較考量し、費用対効果が期待できるか。	5	
合 計			100	

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに対して文書で通知する。

11 契約の締結

県は、審査委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定

める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合は契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、別紙様式 5 「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。提出がないときは、契約を締結しない。

12 契約に関する条件等

本業務において個人情報を取り扱う場合には、仕様書別記 1 「個人情報取扱特記事項」によることとする。また、本業務の実施にあたっては、仕様書別記 2 「情報セキュリティ関連業務特記事項」に十分配慮すること。

13 その他の留意事項等

- (1) 本業務は令和 8 年度新潟県予算成立後に実施が確定するので、詳細内容の変更又は、場合により業務中止となる可能性がある。
- (2) 参加申込書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に要する費用は、提案者が負担する。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出のあった書類は、審査以外には無断で使用しない。また、審査の際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ① 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ③ 参加資格を満たさなくなった、又は参加資格を満たさないことが判明した者
- (6) 契約締結までの間に、県との協議を経て、提案された業務内容に変更が生じる場合がある。

14 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県産業労働部 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班 担当：林

TEL：025-280-5259

E-mail：ngt050050@pref.niigata.lg.jp